

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。
別表四百九号の項の次に次のように加える。

四百十四号	伊豆市月ヶ瀬字賤戸六十六番一から同市大平字畑八十番五まで（同市月ヶ瀬字賤戸六十六番一から同市青羽根字中原百九十二番一を経て同市大平字畑八十番五までを除く。）
-------	--

附 則

この政令は、平成三十一年一月二十六日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する必要があるからである。